

問い合わせ先	消防局危機管理部防災課防災係
	電話：5 4 6 - 3 4 4 6

り災（火災以外）証明書の交付手数料の免除について

1 内 容

「り災（火災以外）証明書」の交付手数料を免除します。

2 対象者

平成 26 年(2014 年)8 月 19 日からの大雨により、り災された方を対象とします。

3 手続き方法

り災場所を管轄する区役所の地域起こし推進課へ、り災者本人が「り災証明書交付願」を提出し交付を受けます。

4 「り災証明書」の内容

- (1) 亡くなったり、ケガをされたこと。
- (2) 建物などが被害を受けたこと。

5 手数料免除の取扱いをする期間

平成 26 年 8 月 19 日（火）発行分から、期間を限定しない。

6 「り災証明書」の交付窓口

り災場所を管轄する区役所地域起こし推進課

中区	☎	5 0 4 - 2 5 4 6
東区	☎	5 6 8 - 7 7 0 4
南区	☎	2 5 0 - 8 9 3 5
西区	☎	5 3 2 - 0 9 2 7
安佐南区	☎	8 3 1 - 4 9 2 6
安佐北区	☎	8 1 9 - 3 9 0 5
安芸区	☎	8 2 1 - 4 9 0 5
佐伯区	☎	9 4 3 - 9 7 0 5